

「受注管理体制の整備に関する規則」の一部改正について（案）

2020年3月19日

（下線部分変更）

改正案	現行
<p>暗号資産交換業に係る受注管理体制の整備に関する規則</p> <p>第1章 総則 （目的）</p> <p>第1条 本規則は、<u>会員が、利用者と暗号資産の交換等に係る取引（以下、「暗号資産交換取引」）を行う場合において、その利用者からの注文受付及び約定処理（以下、これらを総称して「受注管理」という。）</u>に関し、適正な業務運営を行うために必要な事項を定めることにより、<u>会員における受注管理の実施に係る体制（以下「受注管理体制」という。）</u>の整備を図ることを目的とする。</p> <p>第2章 体制の整備 （社内規則の制定）</p> <p>第2条 会員は、取引の受注管理に関して、次の各号に掲げる事項について規定した社内規則を定めなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)利用者による<u>不公正取引に該当し得る注文の排除に関する事項</u></li> <li>(2)役職員による<u>不公正取引に該当し得る注文受付及び約定処理の排除に関する事項</u></li> <li>(3)取引の決済代金又は決済に用いる<u>暗号資産の受領に関する事項</u></li> <li>(4)注文受付時における注文内容の確認に関する事項</li> <li>(5)注文の受発注制限に関する事項</li> <li>(6)注文の受発注制限の解除に関する事項</li> <li>(7)表示価格及び約定価格の生成等に関する事項</li> <li>(8)約定処理に関する事項</li> <li>(9)受注管理に関する業務(以下「<u>受注管理業務</u>」という。)に係る適切な人員配置及び研修等に関する事項</li> <li>(10)受注管理体制の監査に関する事項</li> <li>(11)その他会員が必要と認める事項</li> </ol> <p>（責任部門等）</p> <p>第3条 会員は、前条で定める社内規則その他本規則に定める受注管理業務を担当する部門（以下「<u>受注管理部門</u>」という。）を設置しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 会員は、受注管理業務に携わる役職員の業務適性を確認し、かつ、適切な人員を受注管理部門に配置しなければならない。</li> <li>3 会員は、受注管理業務が適切に行われるように、当該業務に従事する役職員に対し、</li> </ol>	<p>受注管理体制の整備に関する規則</p> <p>第1章 総則 （目的）</p> <p>第1条 本規則は、<u>会員における仮想通貨の売買等及びその他の仮想通貨関連取引の利用者からの注文受付及び約定処理（以下、これらを総称して「受注管理」という。）</u>に関し、適正な業務運営を行うために必要な事項を定めることにより、<u>会員における受注管理の実施に係る体制（以下「受注管理体制」という。）</u>の整備を図ることを目的とする。</p> <p>第2章 体制の整備 （社内規則の制定）</p> <p>第2条 会員は、取引の受注管理に関して、次の各号に掲げる事項について規定した社内規則を定めなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)利用者による<u>不適切な注文の排除に関する事項</u></li> <li>(2)役職員による<u>不適切な注文受付及び約定処理の排除に関する事項</u></li> <li>(3)取引の決済代金又は決済に用いる<u>仮想通貨の受領に関する事項</u></li> <li>(4)注文受付時における注文内容の確認に関する事項</li> <li>(5)注文の受発注制限に関する事項</li> <li>(6)注文の受発注制限の解除に関する事項</li> <li>(7)表示価格及び約定価格の生成等に関する事項</li> <li>(8)約定処理に関する事項</li> <li>(9)受注管理に関する業務(以下「<u>受注管理業務</u>」という。)に係る適切な人員配置及び研修等に関する事項</li> <li>(10)受注管理体制の監査に関する事項</li> <li>(11)その他会員が必要と認める事項</li> </ol> <p>（責任部門等）</p> <p>第3条 会員は、前条で定める社内規則その他本規則に定める受注管理業務を担当する部門（以下「<u>受注管理部門</u>」という。）を設置しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 会員は、受注管理業務に携わる役職員の業務適性を確認し、かつ、適切な人員を受注管理部門に配置しなければならない。</li> <li>3 会員は、受注管理業務が適切に行われるように、当該業務に従事する役職員に対し、</li> </ol>

<p>適宜、教育研修及び業務指導等の実施に努めなければならない。</p> <p>4 会員は、受注管理部門並びにその責任者及び担当役員を、「<u>暗号資産交換業に係る不公正取引の防止に関する規則</u>」第4条に定める取引審査部門（以下「<u>取引審査部門</u>」という。）から独立させるものとし、受注管理部門と取引審査部門が相互に牽制が図れる体制（役職の兼務の禁止を含むがこれに限られない。）を構築しなければならない。</p> <p>（受注管理体制の実効性の確保）</p> <p>第4条 会員は、受注管理業務が法令及び社内規則に基づき適切に行われているかについて、取引審査部門や内部監査部門等をして、定期的に<u>点検</u>しなければならない。</p> <p>2 会員は、受注管理業務において発生した利用者とのトラブルについて、その内容及び発生理由を究明し、今後の対処方法を検討し、業務改善に努めなければならない。</p> <p>（不公正取引の防止）</p> <p>第5条 会員は、利用者によって「<u>暗号資産交換業に係る不公正取引の防止に関する規則</u>」第2条第1項に定める不公正取引が行われないよう取引の受注管理に努めなければならない。</p> <p>（最良取引条件での執行）</p> <p>第6条 会員は、暗号資産交換取引に関し、利用者に複数の取引の方法を提供する場合には、<u>暗号資産交換業府令（以下「府令」という。）第23条第2項第2号イに規定する「利用者の注文について、暗号資産の種類ごとに、最良の取引の条件で執行するための方針及び方法」として、当該会員が取り扱う暗号資産の種類ごとに、最良の取引の条件で執行するための方法及び当該方法を選択する理由を定めて公表し、かかる方針及び方法に従って適切に当該利用者の注文を執行する体制を整備しなければならない。</u></p> <p>第3章 注文受付 （業務の取扱時間）</p> <p>第7条 会員は、利用者からの取引の注文を受け付ける営業日及び営業時間を定め、利用者に周知しなければならない。</p> <p>2 会員は、前項に定める営業日又は営業時間に営業を休止する場合には、あらかじめ利用者にその日時を周知しなければならない。</p> <p>（注文等の確認）</p> <p>第8条 会員は、府令第23条第1項第4号の規定に従い、<u>電気通信回線に接続している電子計算機を利用して利用者から注文を受け</u></p>	<p>適宜、教育研修及び業務指導等の実施に努めなければならない。</p> <p>4 会員は、受注管理部門並びにその責任者及び担当役員を、「<u>不適正取引の防止のための取引管理体制の整備に関する規則</u>」第3条に定める取引検知部門（以下「<u>取引検知部門</u>」という。）から独立させるものとし、受注管理部門と取引検知部門が相互に牽制が図れる体制（役職の兼務の禁止を含むがこれに限られない。）を構築しなければならない。</p> <p>（受注管理体制の実効性の確保）</p> <p>第4条 会員は、受注管理業務が社内規則に基づき適切に行われたかについて、「<u>不適正取引の防止のための取引管理体制の整備に関する規則</u>」に基づいて、取引検知部門や内部監査部門等をして、定期的に<u>検査</u>しなければならない。</p> <p>2 会員は、受注管理業務において発生した利用者とのトラブルについて、その内容及び発生理由を究明し、今後の対処方法を検討し、業務改善に努めなければならない。</p> <p>（不適正取引の防止）</p> <p>第5条 会員は、利用者によって「<u>不適正取引の防止のための取引管理体制の整備に関する規則</u>」第8条に定める不適正取引が行われないよう取引の受注管理に努めなければならない。</p> <p>（新設）</p> <p>第3章 注文受付 （業務の取扱時間）</p> <p>第6条 会員は、利用者からの取引の注文を受け付ける営業日及び営業時間を定め、利用者に周知しなければならない。</p> <p>2 会員は、前項に定める営業日又は営業時間に営業を休止する場合には、あらかじめ利用者にその日時を周知しなければならない。</p> <p>（注文内容等の確認）</p> <p>第7条 会員は、利用者からの注文の内容及び当該注文が当該利用者の資力等に照らして適切であるかの確認を行わなければならない。</p>
---	---

付ける場合には、当該注文の内容を、利用者が当該注文に係る電子計算機の操作を行う際に容易に確認し、かつ訂正できるように、利用者の取引環境を整備しなければならない。

(削除)

(注文伝票)

第9条 会員は、自己の取引の注文及び利用者からの注文を記録した府令第33条第1項第4号に定める注文伝票（電磁的記録によるものを含む。以下同じ。）を作成し、7年間これを保管しなければならない。

2 会員は、前項の注文伝票には、府令第36条各号に掲げる事項を注文伝票に記録しなければならない。

3 会員は、電子情報機器を介して自動的に受発注する仕組みを用いる場合には、可能な限り最少の時間単位をもって受発注時刻を記録し、注文伝票としてそのデータを保管しなければならない。

(注文訂正)

第10条 会員は、自己の取引の注文の取消し若しくは注文内容を変更したとき又は利用者から注文の取消し若しくは注文内容の変更を受け付けたときには、当該取消し又は変更前の注文内容、変更後の注文内容その他必要な情報を記録した訂正伝票（電磁的記録によるものを含む。）を作成し、前条に規定する注文伝票として、7年間これを保管しなければならない。

2 会員は、電子情報機器を介して自動的に注文の取消し又は内容の変更を受け付ける等の仕組みを用いて注文訂正を行う場合には、元の発注情報が容易に検索できるようにデータを整理し、これを保管しなければならない。

3 会員は、注文の取消し又は注文内容の変更を役職員の判断によって強制入力する場合には、あらかじめ定める強制入力の承認手続きによりこれを行うものとし、強制入力を行った者及びこれを承認した者、強制入力を行った時刻及びその内容その他必要な情報を記録し、かかる情報を、強制入力による処理とそれ以外の処理とが容易に判別できる状態をもって保管しなければならない。

4 会員は、前項に基づいて強制入力を実施した場合には、速やかに取引審査部門に対して、強制入力を実施した旨及びその内容

い。

2 会員は、取引を行うに際してあらかじめ利用者から預託金又は取引証拠金を徴求する場合には、当該利用者から徴求した預託金又は取引証拠金の残高が、利用者からの注文に係る取引の決済代金又は必要となる証拠金に不足しないかの確認を行わなければならない。

(注文伝票)

第8条 会員は、利用者からの注文を記録した注文伝票（電磁的記録によるものを含む。以下同じ。）を作成し、7年間これを保管しなければならない。

2 会員は、利用者の氏名又 ID、注文を受け付けた時刻、注文の内容、約定結果、注文を受け付けた担当者の氏名（当該担当者が存在しない場合にはその旨）その他必要な情報を注文伝票に記録しなければならない。

3 会員は、電子情報機器を介して自動的に受注する仕組みを用いて注文を受け付ける場合には、可能な限り最少の時間単位をもって受注時刻を記録し、注文伝票としてそのデータを保管しなければならない。

(注文訂正)

第9条 会員は、利用者から注文の取消し又は注文内容の変更を受け付けたときには、当該取消し又は変更前の注文内容、変更後の注文内容その他必要な情報を記録した訂正伝票（電磁的記録によるものを含む。）を作成し、7年間これを保管しなければならない。

2 会員は、電子情報機器を介して自動的に注文の取消し又は内容の変更を受け付ける仕組みを用いて注文訂正を受け付ける場合には、元の発注情報が容易に検索できるようにデータを整理し、これを保管しなければならない。

3 会員は、注文の取消し又は注文内容の変更を役職員の判断によって強制入力する場合には、あらかじめ定める強制入力の承認手続きによりこれを行うものとし、強制入力を行った者及びこれを承認した者、強制入力を行った時刻及びその内容その他必要な情報を記録し、かかる情報を、強制入力による処理とそれ以外の処理とが容易に判別できる状態をもって保管しなければならない。

4 会員は、前項に基づいて強制入力を実施した場合には、速やかに取引検知部門に対して、強制入力を実施した旨及びその内容

を連絡しなければならず、連絡を受けた取引審査部門は、当該強制入力に適正な判断により行われたものであったかを検証の上、会員及び役職員による不適切な処理が判明した場合には、直ちに取締役会その他これに準ずる意思決定機関に報告するものとする。会員は、当該意思決定機関の関与の下、再発防止策その他必要な措置を講じるものとする。

(発注制限)

第11条 会員は、利用者からの注文に関し、次の各号に掲げる制限について、会員において適切と認められる水準をあらかじめ設定するなど適正な受注環境を維持するために必要な措置を講じなければならない。

- (1)一定の規模を超える注文について、発注を不可とする制限
- (2)一定の規模を超える注文について、発注を行う前に管理者（次項に規定する管理者をいう。）による発注制限の解除に係る承認を必要とする制限
- 2 会員は、前項第2号の注文の発注制限の解除の承認を行うことができる者（以下「管理者」という。）を設置しなければならない。
- 3 管理者は、利用者からの注文の内容について確認の上、適切と判断されるものでなければ、第1項第2号に規定する発注制限の解除を承認してはならない。

#### 第4章 約定処理

(約定処理)

第12条 会員は、利用者からの注文を約定処理する際の基準を定めなければならない。

- 2 前項の基準は、次の各号に掲げる事項を含むものとする。
  - (1)利用者からの注文受付の認識時点に係る事項
  - (2)利用者の注文を約定処理する順序に係る事項
  - (3)表示価格及び約定価格に係る事項
  - (4)利用者の注文の全部又は一部の失効又は約定処理の留保に係る事項
  - (5)ロスカット取引の執行に関する事項（暗号資産信用取引を行う場合に限る。）
  - (6)約定処理の一時中断後の再開時における約定処理に係る事項
  - (7)その他会員が必要と認める事項
- 3 会員は、競争売買取引以外の方法をもって、利用者からの注文を約定処理する場合には、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
  - (1)利用者からの注文に係る約定処理により発生するスリッページが、当該利

を連絡しなければならず、連絡を受けた取引検知部門は、当該強制入力に適正な判断により行われたものであったかを検証の上、会員及び役職員による不適切な処理が判明した場合には、「不適正取引の防止のための取引管理体制の整備に関する規則」第6条第3項に基づき、直ちに取締役会その他これに準ずる意思決定機関に報告するものとする。会員は、当該意思決定機関の関与の下、再発防止策その他必要な措置を講じるものとする。

(発注制限)

第10条 会員は、利用者からの注文に関し、次の各号に掲げる制限について、会員において適切と認められる水準をあらかじめ設定するなど適正な受注環境を維持するために必要な措置を講じなければならない。

- (1)一定の規模を超える注文について、発注を不可とする制限
- (2)一定の規模を超える注文について、発注を行う前に管理者（次項に規定する管理者をいう。）による発注制限の解除に係る承認を必要とする制限
- 2 会員は、前項第2号の注文の発注制限の解除の承認を行うことができる者（以下「管理者」という。）を設置しなければならない。
- 3 管理者は、利用者からの注文の内容について確認の上、適切と判断されるものでなければ、発注制限の解除を承認してはならない。

#### 第4章 約定処理

(約定処理)

第11条 会員は、利用者からの注文を約定処理する際の基準を定めなければならない。

- 2 前項の基準は、次の各号に掲げる事項を含むものとする。
  - (1)利用者からの注文受付の認識時点に係る事項
  - (2)利用者の注文を約定処理する順序に係る事項
  - (3)表示価格及び約定価格に係る事項
  - (4)利用者の注文の全部又は一部の失効又は約定処理の留保に係る事項
  - (5)ロスカット取引の執行に関する事項（仮想通貨の証拠金取引を行う場合に限る。）
  - (6)約定処理の一時中断後の再開時における約定処理に係る事項
  - (7)その他会員が必要と認める事項
- 3 会員は、競争売買取引以外の方法をもって、仮想通貨の売買等に係る注文を約定処理する場合には、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
  - (1)利用者からの注文に係る約定処理により発生するスリッページが、当該利

用者にとって不利な場合には、当該スリッページが発生する価格を用いて約定処理する一方、当該利用者にとって有利な場合には、当該スリッページが発生する価格に替えて当該スリッページが発生しない価格を用いて約定処理すること。

(2)利用者からの注文に係る約定処理により発生するスリッページが、会員があらかじめ定めた範囲内のときは、当該スリッページが発生する価格を用いて約定処理する場合、当該範囲を当該利用者にとって有利な方向よりも不利な方向に広く定めること。

(3)利用者からの注文について、スリッページが発生する価格を用いて約定処理する数量を会員があらかじめ設定する場合、当該数量を当該利用者にとって有利な場合よりも不利な場合に大きく設定すること。

4 会員は、第8条に定める場合には、前3項により定めた事項を適正に実行し、利用者からの注文を約定処理するための取引システムを整備するものとし、当該取引システムを統括する責任者を設置の上、その保守点検を行わなければならない。

5 会員は、前項の保守点検を行った場合には、その結果を記録し、3年間これを保存しなければならない。

(約定処理の制限)

第13条 会員は、利用者からの注文に係る約定処理において、利用者全体の注文状況その他のやむを得ない理由により、あらかじめ利用者との取引に係る契約により示された取引価格又は取引数量に係る条件と異なる制限を一時的に設ける場合は、その内容及び理由並びに制限期間について、速やかに利用者に告知しなければならない。

2 会員は、前項により一時的に制限を設けた取引条件を解除する場合には、その旨及びその理由を速やかに利用者に告知しなければならない。

(削除)

3 会員は、取引の制限措置及び解除に関する決裁権を有する者及び決裁手順をあらかじめ定め、当該定めに従って制限措置の発動及び解除を行わなければならない。

## 第5章 取引価格

(実勢価格からの乖離の防止)

第14条 会員は、自社の取り扱う個別の暗号資産について、実勢価格と認めるデータをあらかじめ特定の上、自社における当該暗号資

用者にとって不利な場合には、当該スリッページが発生する価格を用いて約定処理する一方、当該利用者にとって有利な場合には、当該スリッページが発生する価格に替えて当該スリッページが発生しない価格を用いて約定処理すること。

(2)利用者からの注文に係る約定処理により発生するスリッページが、会員があらかじめ定めた範囲内のときは、当該スリッページが発生する価格を用いて約定処理する場合、当該範囲を当該利用者にとって有利な方向よりも不利な方向に広く定めること。

(3)利用者からの注文について、スリッページが発生する価格を用いて約定処理する数量を会員があらかじめ設定する場合、当該数量を当該利用者にとって有利な場合よりも不利な場合に大きく設定すること。

4 会員は、本条の定めに従い、利用者からの注文を約定処理するための電子情報処理組織を整備し、その保守点検に努めなければならない。

5 会員は、前項の保守点検を行った場合には、その結果を記録し、3年間これを保存しなければならない。

(約定処理の制限)

第12条 会員は、利用者からの注文に係る約定処理において、利用者全体の注文状況その他のやむを得ぬ理由により、あらかじめ利用者との取引に係る契約により示された取引価格又は取引数量に係る条件と異なる制限を一時的に設ける場合は、その内容及び制限期間について、速やかに利用者に告知しなければならない。

2 会員は、前項により一時的に制限を設けた取引条件を解除する場合には、その旨を速やかに利用者に告知しなければならない。

3 会員は、第1項による制限措置を行った場合には、当該制限措置の理由及び制限措置を解除した場合にはその理由を公表しなければならない。

4 会員は、取引の制限措置及び解除に関する決裁権を有する者及び決裁手順をあらかじめ定め、当該定めに従って制限措置の発動及び解除を行わなければならない。

## 第5章 取引価格

(実勢価格からの乖離の防止)

第13条 会員は、自社の取り扱う個別の仮想通貨について、実勢価格と認めるデータをあらかじめ特定の上、自社における当該仮想通

産の取引価格が、当該実勢価格から著しく乖離することのないように、取引価格を常に監視しなければならない。

- 2 会員は、自ら取引価格を決定する場合又は会員が契約する特定の第三者をして取引価格を決定させる場合には、取引価格が実勢価格に準拠していると判断できる範囲をあらかじめ設定するものとし、取引価格が当該範囲を超えて実勢価格との乖離が生じた場合には、注文受付及び約定処理を一時中止するなど利用者保護のために必要な措置を講じなければならない。

(価格急変防止措置)

第 15 条 会員は、次の各号の方法のうち、当該会員の業務内容に応じて適切と認められる方法により、取引価格の急変を防止するための措置を導入しなければならない。

- (1) 取引価格の急変時において注文受付又は約定処理を一時的に中断する方法
- (2) 注文受付時又は約定処理時の取引価格に上限及び下限を設定する方法
- (3) 大量の成行注文又は直前の取引価格から著しく乖離する取引価格による注文を受け付けた場合には、約定時の取引価格の価格帯を一時的に制限し、所定の単位時間を経過するごとに価格帯を更新する方法
- (4) その他会員が取引価格の急変を防止するために有効と考える方法

(取引データの保存等)

第 16 条 会員は、取引価格(取引時に表示した価格を含む。以下本条において同じ。)の推移を検証するため、取引価格のデータを3年間保存するよう努めなければならない。

- 2 利用者から取引価格の説明を求められた場合には、前項に基づいて保存したデータを参照の上、具体的かつ適切に説明しなければならない。

## 第6章 注文受付等の停止

(システムトラブルによる注文受付等の停止)

第 17 条 会員は、受注管理業務を行うシステム又は機器に障害等が発生し、注文受付又は約定処理が遅延又は停止した場合には、その発生を直ちに利用者に告知しなければならない。

(削除)

- 2 前項の場合、会員は、法令及び「暗号資産交換業に係る緊急時対応に関する規則」の定めに従いシステム障害報告を行うとともに、その写しを協会に提出しなければならない。

(削除)

貨の取引価格が、当該実勢価格から著しく乖離することのないように、取引価格を常に監視しなければならない。

- 2 会員は、自ら取引価格を決定する場合又は会員が契約する特定の第三者をして取引価格を決定させる場合には、取引価格が実勢価格に準拠していると判断できる範囲をあらかじめ設定するものとし、取引価格が当該範囲を超えて実勢価格との乖離が生じた場合には、注文受付及び約定処理を一時中止するなど利用者保護のために必要な措置を講じなければならない。

(価格急変防止措置)

第 14 条 会員は、次の各号の方法のうち、当該会員の業務内容に応じて適切と認められる方法により、取引価格の急変を防止するための措置の導入に努めなければならない。

- (1) 取引価格の急変時において注文受付又は約定処理を一時的に中断する方法
- (2) 注文受付時又は約定処理時の取引価格に上限及び下限を設定する方法
- (3) 大量の成行注文又は直前の取引価格から著しく乖離する取引価格による注文を受け付けた場合には、約定時の取引価格の価格帯を一時的に制限し、所定の単位時間を経過するごとに価格帯を更新する方法
- (4) その他会員が取引価格の急変を防止するために有効と考える方法

(取引データの保存等)

第 15 条 会員は、取引価格の推移を検証するため、取引価格のデータを3年間保存するよう努めなければならない。

- 2 利用者から取引価格の説明を求められた場合には、前項に基づいて保存したデータを参照の上、具体的かつ適切に説明しなければならない。

## 第6章 注文受付等の停止

(システムトラブルによる注文受付等の停止)

第 16 条 会員は、受注管理業務を行うシステムに障害が発生し、注文受付又は約定処理が遅延又は停止した場合には、その発生を直ちに利用者に告知しなければならない。

- 2 会員は、前項による遅延又は停止が長くとも1分以上継続した場合には、システム障害として認定しなければならない。

- 3 会員は、法令に従いシステム障害報告を行うとともに、その写しを協会に提出しなければならない。

- 4 会員は、システム障害の内容について、次に掲げる区分に従い、次に掲げる事項

<p>(犯罪が疑われる場合の措置)</p> <p>第 18 条 会員は、府令第 23 条第 1 項第 2 号の規定に従い、当該会員が行う暗号資産交換業に係る取引について、捜査機関等から当該取引が詐欺等の犯罪行為に利用された旨の情報の提供があることその他の事情を勘案して犯罪行為が行われた疑いがあると認められるときは、速やかに、当該取引を停止するなど、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(削除)</p>	<p>を、自社のウェブサイトその他利用者が容易に閲覧可能な伝達手段を用いて公表しなければならない。</p> <p>(1) 1 回あたり 10 分以内のシステム障害</p> <p>イ 月間の発生件数及び発生時間</p> <p>ロ 主なシステム障害の内容及び発生理由</p> <p>ハ 改善状況</p> <p>(2) 1 回あたり 10 分を超えるシステム障害</p> <p>イ システム障害が発生した旨（発生後 24 時間以内に公表すること）</p> <p>ロ システム障害の内容及び発生理由</p> <p>ハ 対応状況及び改善状況</p> <p>ニ 再発防止に向けた取組み</p> <p>(新設)</p> <p>第 7 章 禁止行為</p> <p>(架空名義取引等の禁止)</p> <p>第 17 条 会員は、利用者が本人以外の名義を使用していることを知りながら、当該利用者からの注文を受け付けてはならない。</p> <p>2 会員は、利用者以外の者が、利用者になりすまして取引の注文を行うことを防止するための措置を講じなければならない。</p> <p>(虚偽・偽計・偽装の禁止)</p> <p>第 18 条 会員及びその役職員は、取引の受注に際して、虚偽の事実を告げてはならない。</p> <p>2 会員及びその役職員は、取引の受注に際して、虚偽の表示をし、又は重要な事実につき誤解を生じせしめるべき表示をしてはならない。</p> <p>3 会員及びその役職員は、取引の受注に際して、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をしてはならない。</p> <p>4 会員及びその役職員は、利用者からの取引の注文を誘発するために、利用者に対して、当該会員において取り扱っている仮想通貨の取引が、実際よりも活発に行われているかのように見せかける表示をしてはならない。</p> <p>(ノミ行為の禁止)</p> <p>第 19 条 会員の役職員は、利用者からの取引注文を会員に通さずに、他方で当該利用者に対しては当該注文を会員に通したかのように装って、自らが相手方となって取引して</p>
--	--

はならない。

- 2 会員は、当該会員の利用者との間で、自らが相手方となって仮想通貨の売買等の取引を行う場合には、利用者にあらかじめその旨を明示した上で、当該利用者の同意を得なければならない。

(無断取引の禁止)

第20条 会員及びその役職員は、あらかじめ利用者の同意を得ずに、利用者の計算によるを行い取引を行って受注してはならない。

- 2 会員及びその役職員は、銘柄、数量、価格、受注した注文の発注のタイミングその他取引を受注するに際して必要となる情報の全部又は一部について利用者の意思が不明である場合において、当該不明な情報を利用者へ無断で補い約定処理してはならない。ただし、当該不明な情報を会員が補うことについて利用者の同意があり、かつ、会員による不適正な約定処理が行われるおそれがない場合はこの限りではない。

(利益供与等の禁止)

第21条 会員及びその役職員は、取引の受注に際して、利用者若しくはその指定した者に対して特別の利益の提供若しくは保証を約し、又は利用者若しくは第三者に対して特別の利益を提供若しくは保証してはならない。

(遅延行為等の禁止)

第22条 会員及びその役職員は、取引の受注に際して、利用者の取引の全部又は一部の注文を不当に拒否し、又は不用に遅延させてはならない。

- 2 会員及びその役職員は、取引の受注に際して、当該取引に基づく債務の全部又は一部の履行を不当に拒否し、又は不用に遅延させてはならない。

(不正取得の禁止)

第23条 会員及びその役職員は、取引の受注に際して、利用者が保有する金銭、仮想通貨その他の財産又は証拠金を虚偽の取引価格及び取引数量を利用することその他不正の手段により取得してはならない。

(空売りの禁止)

第24条 会員は、自らが相手方となる取引に関して、原則として、自社が現に保有する仮想通貨並びにカバー取引及び借入契約の締結その他の当該仮想通貨の受渡しを確実にする措置が講じられている仮想通貨の合計量を超えて、利用者に対して、当該仮想通貨の売却又は他の仮想通貨との交換を行ってはならない。

(名義貸しの禁止)

第25条 会員は、自己の名義をもって、他人に取引を行わせてはならない。

(自己の計算による不公正取引の防止)



第26条 会員は、継続的かつ反復して利用者同士が当事者となって取引が成立する仕組みに係る取引を提供する場合において、会員が自己の計算で当該取引に参加するときは、かかる取引を行う部門の役職員が利用者の注文等に係る情報を利用して不適正な取引を行うことを防止するために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 会員は、利用者から仮想通貨関連取引の注文を受け、当該注文に係る仮想通貨の当該取引を成立させる前に、自己の計算において当該仮想通貨と同一の銘柄の仮想通貨関連取引を成立させることを目的として、利用者の注文より有利な価格（同一価格を含む。）で仮想通貨関連取引を行ってはならない。

（合理的根拠の無い事実の流布等）

第27条 会員は、仮想通貨の売買等のため又は仮想通貨（仮想通貨の指数を含む。以下、本条において同じ。）の価格の変動を図る目的のために行う次に掲げる行為を行ってはならない

イ 行為者が直接経験又は認識していない合理的な根拠のない事実を不特定多数の者に流布すること。

ロ 他人を錯誤に陥れるような手段を用いて詐欺的な行為を行うこと。徒に他人の射幸心をあおるような言動を行うこと。

ハ 暴行又は脅迫を用いること。

2 会員は、仮想通貨の価格に人為的な操作を加え、これを変動させる行為として次に掲げる取引を行ってはならない。

イ 仮想通貨の売買等について他人に誤解を生じさせる目的をもって行われる権利の移転、金銭の授受等を目的としない仮装の取引

ロ 仮想通貨の売買等について他人に誤解を生じさせる目的をもって行われる第三者との通謀取引

ハ 他人を仮想通貨の売買等に誘引する目的で、当該売買等が繁盛していると誤解させる目的をもって行われる仮想通貨の売買等に係る現実の取引

ニ 他人を仮想通貨の売買等に誘引する目的で、仮想通貨の価格が自己又は他人の市場操作によって変動する旨を流布させ、又は重要な事項につき虚偽又は誤解を生じさせる表示を故意に行う取引

ホ 仮想通貨の価格を釘付けし、固定し、又は安定させる目的をもって行う一連の仮想通貨の売買等に係る取引